

申告が不要になる場合や、変更となった制度があります 確定申告の際にご確認ください

■公的年金などを受給されている方へ ～確定申告不要制度のお知らせ～

公的年金などの収入金額の合計額が 400 万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の場合は、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

- *ただし、住民税の申告が必要な場合があります。
- *所得税の還付を受ける場合や、確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。
- *所得税の還付を受ける場合は、2月15日以前でも申告を受け付けていますので、早めに申告をお願いします。
- *平成 27 年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金などを受給されている方は、この制度は適用されません。

■医療費控除を適用される方へ

平成 29 年分の確定申告から、領収書の提出が不要

となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成と添付が必要となりました。

なお、税務署から「医療費控除の明細書」の記載内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は 5 年間、大切に保存しておいてください。

*令和元年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。

■消費税の確定申告をされる方へ

消費税の確定申告書を作成するには、令和元年 10 月 1 日以降の取引について、売上げや仕入れなどを税率（軽減税率 8 %・標準税率 10 %）ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行った帳簿が必要です。

また、令和元年分からは、区分経理を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成が必要となります。

なお、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿や受け取った請求書などの書類を保存する必要があります。

問合せ 日立税務署 TEL 21-6346

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得等がある方へ 課税方式を選択することができます

所得税（15.315%）と住民税（市・県民税 5 %）が源泉徴収されている上場株式等の譲渡所得等及び配当所得等は、所得税と住民税で、異なる課税方式（申告不要制度、総合課税、申告分離課税）を選択できます。

◆所得税と異なる課税方式を選択する場合

期限 納税通知書・税額決定通知書が送達される日まで

申告方法 確定申告書とは別に、市・県民税申告書（確定申告書の控えと特定口座年間取引報告書の写しを添付）を市民税課へ提出してください。

◆申告不要制度とは

住民税が源泉徴収されている上場株式等の譲渡所得等及び配当所得等を申告しない方法です。例えば、確定申告で総合課税か申告分離課税を選択していても、市・県民税で申告しないことを選択することができます（申告不要制度を選択した所得は、合計所得金額や

総所得金額に含まれません）。

*配偶者控除や扶養控除の判定、非課税判定、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、医療費の自己負担割合、介護保険料、市営住宅の家賃、保育料、児童手当、児童扶養手当などに影響が出る場合があります。詳しくは市のホームページをご覧ください。

市・県民税申告についてのお願い

■ご自分で作成した申告書の提出は郵送で

■会場へはご予約してから

市・県民税申告相談受付会場での申告をご希望の方は、必ずご予約の上お越しください。

*郵送での提出・予約の方法など、詳しくは 1 月 20 日号市報または市のホームページをご覧ください。

問合せ 市民税課 内線 235

野焼きは禁止されています

廃棄物（刈草、^{せんてい}剪定枝、紙ごみ、プラスチックなど）の野外焼却（野焼き）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、下表の例外を除き禁止されています。

野焼きは、周辺の住民に「臭くて窓を開けられない」、「洗濯物に臭いがついて困る」などの被害を及ぼすほ

か、火災につながる危険もあります。

法律に違反した場合、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金などが科せられることがありますので、燃えるごみは集積所に出すなど、適正な方法で処理し、野焼きは絶対にやめましょう。

問合せ 環境衛生課リサイクル推進室 内線 547

野焼き禁止の例外 * 苦情などの通報を受けた場合は、例外であっても指導の対象となりますので、ご注意ください。

①	国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
②	震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
③	風俗慣習上または宗教上の行事を行う上で必要な廃棄物の焼却 (例) どんど焼きなどの地域の行事における不要となった門松、しめ縄などの焼却
④	農業、林業または漁業を営む上でやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却 (例) 農業者が行う稲わらなどの焼却、林業者が行う伐採した枝条などの焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却
⑤	たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの (例) たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の本くずの焼却

試行的に再生ビンの拠点回収を行っています

市では、ビン類の処分の利便性向上を図るため、試行的に市内2か所で、再生ビンの拠点回収を行っています。ぜひご利用ください。

回収時間 いつでも出すことができます

* 年末年始は除く。

回収場所 市役所西側駐車場内、南部支所多目的室入口



回収するビンの種類 家庭から出る再生ビン（3区分）

①無色透明 ②茶色 ③その他の色

ビンの出し方 回収場所に設置してある専用容器内に、種類ごとに分別して出してください。

* 簡単に外すことのできるふたなどは取り外し、中身を空にして、すすいでから出してください。

その他 家庭から出る再生ビン以外のものや事業所から出るビンは出せません。詳しくは、問い合わせてください。



無色透明のビン



その他の色のビン



茶色のビン

問合せ 環境衛生課リサイクル推進室 内線 569